

川崎市告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（扇島地区）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

川崎市 川崎区 扇島地内

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課